

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	八東4地区 (横田、才代一、才代二、東一、東二、茂田、岩淵、三浦、鍛冶屋、三山口、皆原、清徳、茂谷、奥野、佐崎、柿原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は水稻を中心に、果樹(梨、柿)や苗、野菜など多種多様な農業が展開されている地域である。地域内農用地面積の約50%で水稻が栽培されており、そのうち約3割が農事組合法人による集積となっている。果樹や苗の栽培農家においては認定農業者などの担い手として営農を展開する者もあり、30～50歳までの若手農業者が比較的多い地域である。

地域全体で見ると担い手による集積は約19%、農家の約40%が70歳以上となっており、多くの集落で、離農者が増大していく事が想定される。特に鍛冶屋集落井奥では山裾の圃場が多く担い手による集積が見込めない地域であるため遊休農地の増加は否定できない状態にある。

また、本地域においては多面的機能交付金支払制度の活用集落が7集落、中山間地域直接支払交付金制度の活用集落が1集落あり、本事業を有効に活用し農地及び農業用施設の維持管理を実施している。しかしながら、事務の複雑化及び農業者の高齢化に伴い今後の事業活用が困難な組織もでてきている。

※地域内における主な栽培品目:水稻49.3ha、飼料用米・飼料用稲4.8ha、果樹10.8ha、野菜・花等17.1ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域については今後も水稻を中心に果樹や苗、野菜など多種多様な農業が展開されていく事が想定される。今後、農業者の高齢化等により、離農者の増加が見込まれる中、将来の地域農業の在り方を考えると、現在の農事組合法人などの担い手の存在は必要不可欠である。

農事組合法人の後継者育成や、認定農業者の経営発展に向けた取組を進めるとともに、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しながら集積を進め、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る必要がある。

また、鍛冶屋集落井奥については、今後の担い手による大規模な集積は見込めない状況であるため農業上の利用が行われる農地としての判断を定期的に行っていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
東、皆原落内において農地中間管理機構支援対策事業(県補助事業)を活用し果樹園の廃園跡などの耕作放棄地を再生し、担い手への集積に繋げる事業を実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の本地域における農業経営安定のためには現在の担い手の存続が不可欠である。地域内担い手が本地域でしっかりと営農が継続できるよう各種補助事業の活用等により支援を行っていく。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体を実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
 ②本地域内における果樹農家が有機JASを認定取得している。
 ③東集落の農事組合法人において、直進アシスト付田植機の導入によりスマート農業の実践を行っている。
 ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。